



## 自治基本条例

# わたしたちのまちの憲法をつくろう！

市では現在、「(仮称)安城市自治基本条例」の策定作業を進めています。  
自治基本条例とは、自治体運営の基本原則・理念を明確にし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、議会・行政の責務、市民と行政の関係などを定めたもの。「自治体の憲法」ともいわれています。

### なぜ、自治基本条例が必要なの？

地方分権が進み、市町村には、自らの地域のことを自ら決定し、自ら行動すること(自治)が求められています。こうしたなか、市でも、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにすることが重要になってきました。そこで、市の自治に関する最も基本となる理念や制度・ルールを定める自治基本条例が必要と考えています。

### 広がる制定の動き

平成12年の地方分権改革で、政の役割や責務、協働のための仕組みなど自治体によってさまざまです。

### 自治基本条例が制定されるかどうか？

自治基本条例ができると、市の事業の計画策定から実施まで



の各段階で、市民がまちづくりにかかわったり、地域の課題に率先して取り組んだりすることが明確化されます。

### 自治基本条例の策定体制と今後の進め方

市民公募メンバー24人、市職員メンバー11人で構成する「安城市自治基本条例を考える市民会議(あんき会)」が昨年末に発足しました。また、学識経験者、市内団体関係者、議会代表者などからなる「安城市自治基本条例策定審議会」を設置し、この両輪で、安城市の自治のあり方について考えながら、自治基本条例の条文について検討を行っています。

今後は、フォーラムなどを開催し、広く市民の意見をお聴きするほか、パブリックコメント制度による意見募集も行います。



市町村は、国や県と対等・協力の関係になり、自治の可能性が広がりました。こうしたなか、「自治基本条例をつくろう」という動きが全国で活発になってきています。

県内では、東海市、豊田市、知立市、日進市すでに制定されています。内容は、めざすまちの方向性や、市民・議会・行



■安城の理想像は？  
杉浦 安城に住む喜びを実感でき、満足できるようにしたいですね。イメージとしては、あいさつがあふれるまち、建設的な意見が気楽に言えるまち。「自助・共助・公助」、つまり、自分の力で事をなすとげる、周囲や地域が手助けする、公の力で人の手助けをする、こういったことが確保できるまちになっていければと思います。

## あんき会メンバーのインタビュー

呼ばれていた安城。これは、農業の先進地というイメージだけでなく、病院や図書館の建設などを始めとした「共に働き、共に栄える」という自治の精神に由縁しています。この精神が、これからの安城がめざすべき姿を表しているのではないのでしょうか。

荻野 今、会議の中でもまちの理想像について議論をしています。が、何十年後の安城の未来をどのようにしていきたいか、



■市民に向けて  
杉浦 この会議は、日ごろ住んでいる安城への思いを話し合う場・聞く場です。会議自体は、メンバーでなくても、誰でも傍

まだイメージはできていないのが現状です。でも、安城市民全員が、それぞれ何らかのイメージを持っていると思うのです。これから、そのイメージから浮かんでくるまちの理想像について、この会議のメンバーだけでなく、多くの市民と議論していきたいと思えます。

聴できるように毎回開放しています。ぜひ、気楽な気分一度のぞいてみてください。そしてファクスやメールでぜひ意見をいただきたいと思います。皆さんの反応によって、この条例の精度は上がっていくと思えます。



■あんき会メンバーのインタビュー  
杉原平さん(あんき会副会長)  
行政任せにしたり、不満を訴えたりするだけでなく、市民自らの手でサービスを起こしていきたい

あんき会は、誰でも傍聴できます。気軽にお越しください。  
なお、傍聴希望者は、会議の前日までに、企画政策課へご連絡ください。  
開催日時：5月29日(木)、6月13日(金)・27日(金)午後7時～9時 場所：市民会館

また、自治基本条例やあんき会への意見をお待ちしています。

